

職場における健康情報保護に 関する調査研究

新潟産業保健推進センター

主任研究者

前所長

松原

統

共同研究者

産業保健相談員

中平

浩人

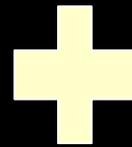
健康情報の活用

健康管理義務の徹底
健康診断の完結

安全(健康)配慮義務の拡大
健康増進の推進
労働安全衛生マネジメントシステム
メンタルヘルス対策
地域職域連携の模索

労働者の安全と健康の確保に 必要な健康情報

安衛法等に基づき、労働者の健康確保のために知り得たすべての情報



健康増進のための医療情報として、法規による規定のない健康情報も必要

健康管理義務

安全健康配慮義務

個人情報保護に関する法律

H15.5公布
H17.4施行

健康情報の活用と保護の均衡

健康保持のため健康
状態を把握する義務

労働者個人のプライバ
シーを保護する義務



調査研究の目的

事業者には今後、労働者の健康状態を把握する義務と個人のプライバシー保護義務とをバランスよく両立させるため、産業保健職の役割を明確にした、健康情報の適切な自己管理・運用システムの構築が求められている。

- その基礎資料とするため、事業場における健康情報管理の現状とそれに対する「個人情報保護法」施行の影響について調査する。

調査方法

- 記述疫学及び横断研究
- 調査研究対象者

新潟・新発田労働基準協会の登録全事業場

①9人未満 ②10～29人 ③30～49人

④50～99人 ⑤100～199人

⑥200～299人 ⑦300人以上

規模別(労働者健康状況調査)にそれぞれ50事業場(計350)を無作為抽出

調査方法

- 調査票

対象事業場に健康情報の取り扱いおよび保護に関する「調査票」を送付回収

- ①職種・従業員数
- ②産業保健専門職
- ③健康情報の種類
- ④個人情報保法に関する知識・関心
- ⑤健康情報管理体制の変更
- ⑥個人情報保護法施行の評価
- ⑦実際の個人情報に関わる問題・トラブル等

- 本調査における倫理的配慮

新潟産業保健推進センター情報管理規定

結果

表1. 規模別事業場数

従業員数	事業場数 (%)	
29人未満	71	(26.1)
30~49人	38	(14.0)
50~99人	44	(16.2)
100~199人	38	(14.0)
200~299人	37	(13.6)
300~499人	31	(11.4)
500人以上	13	(4.8)
計	272	(100.0)

健康情報

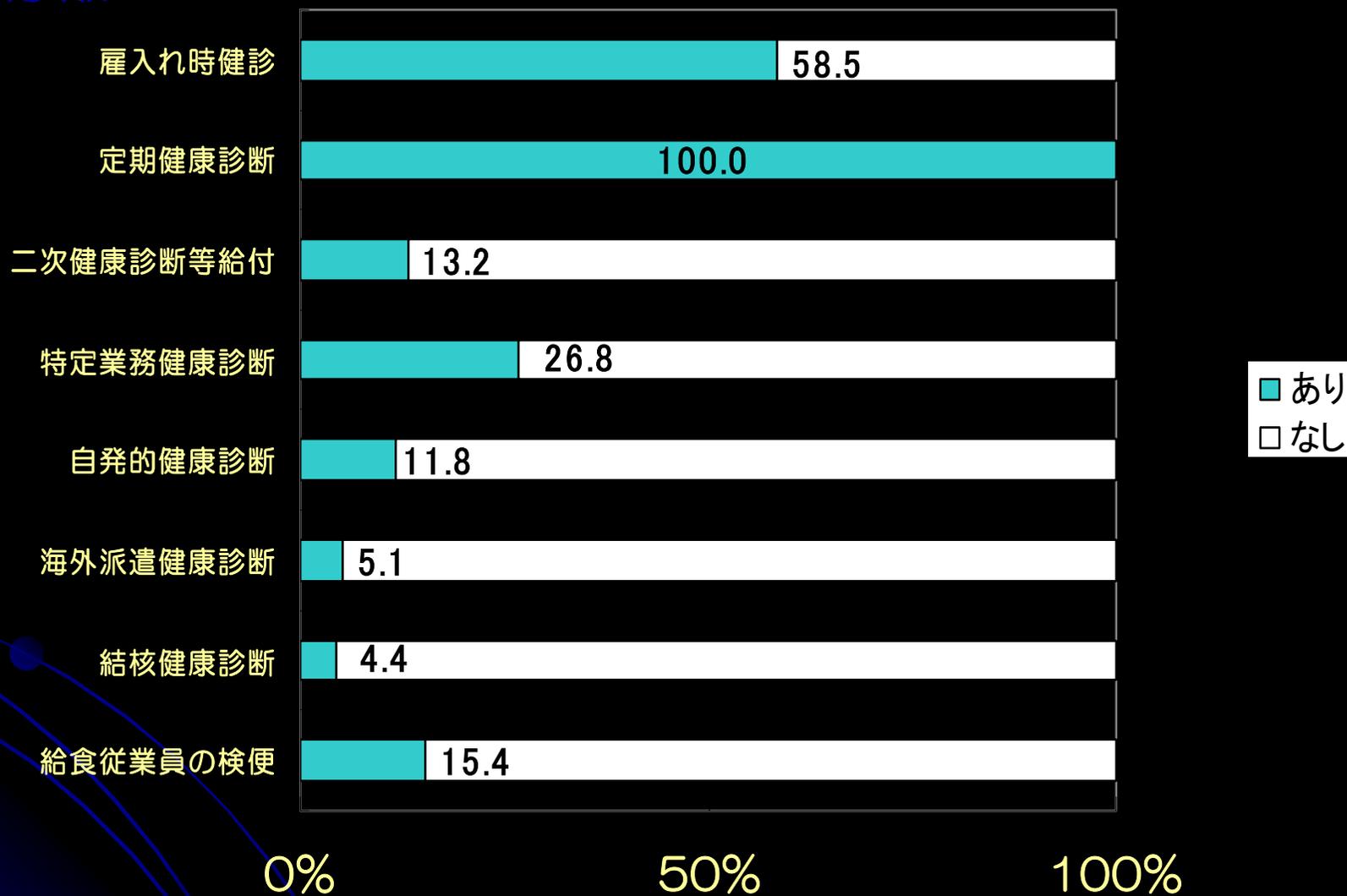


図2. 一般健康診断結果を管理する事業場の割合

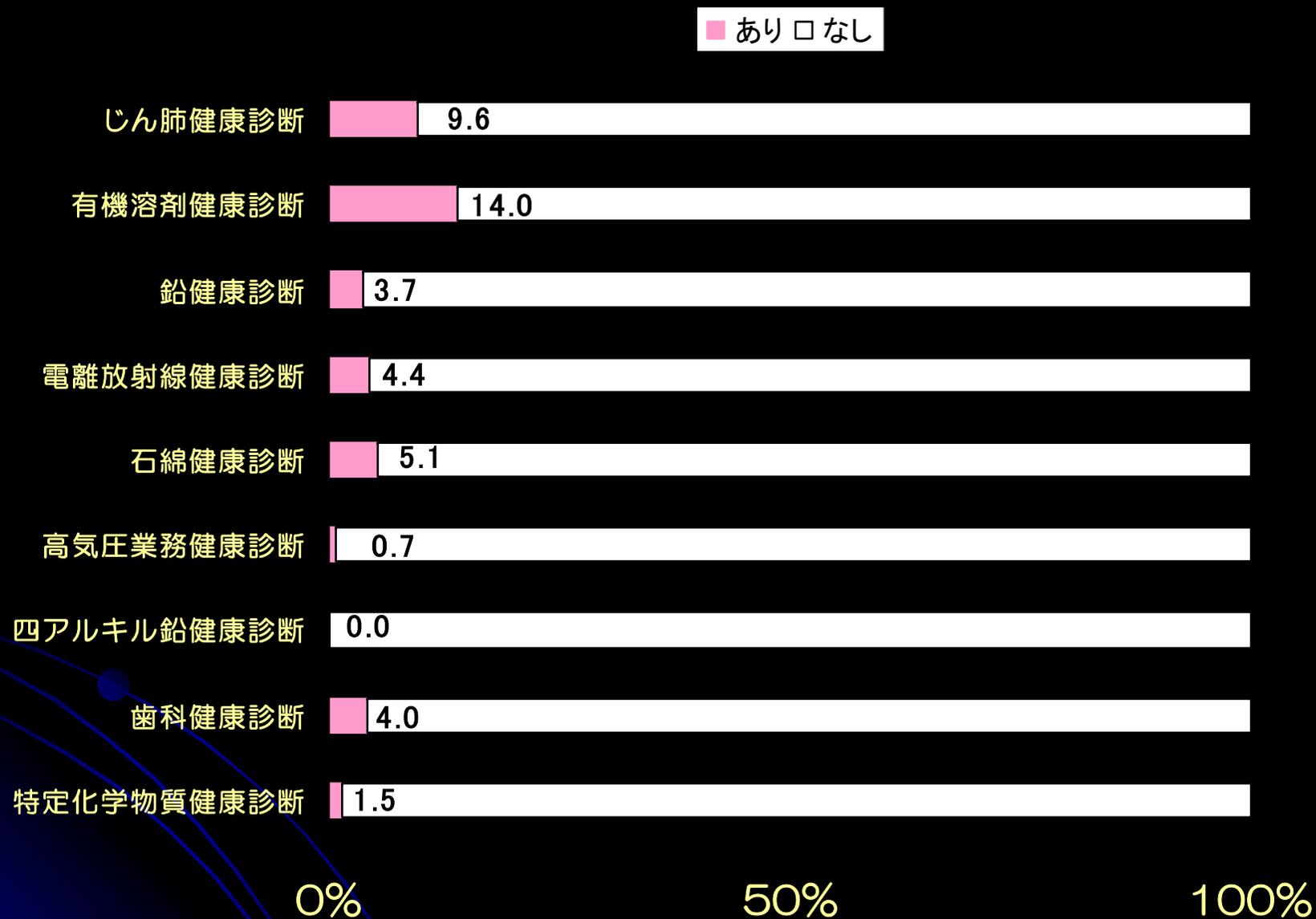


図3. 特殊健康診断結果を管理する事業場の割合

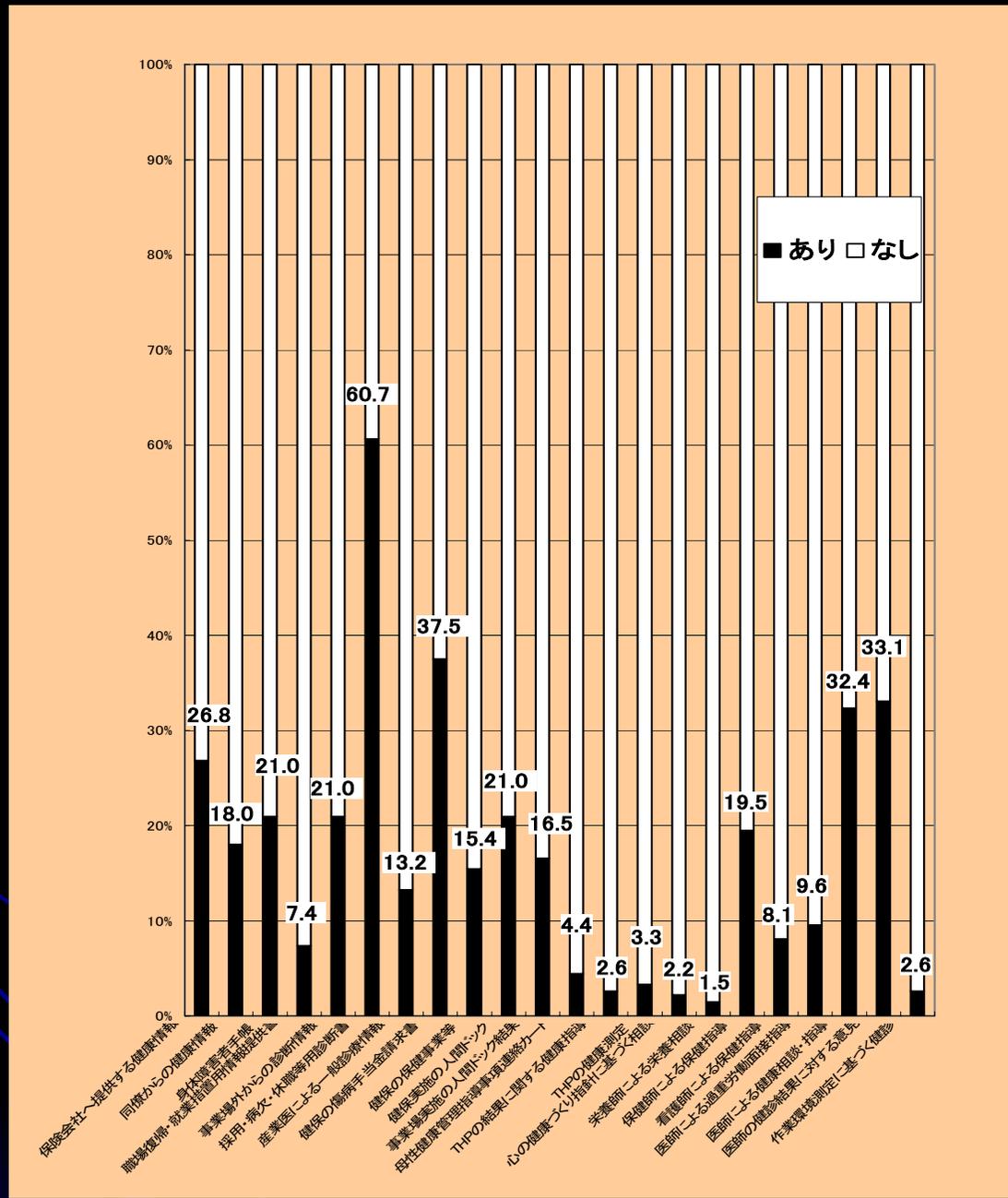


図4. 事業場が管理する健康診断結果以外の健康情報の割合

健康情報保護体制について

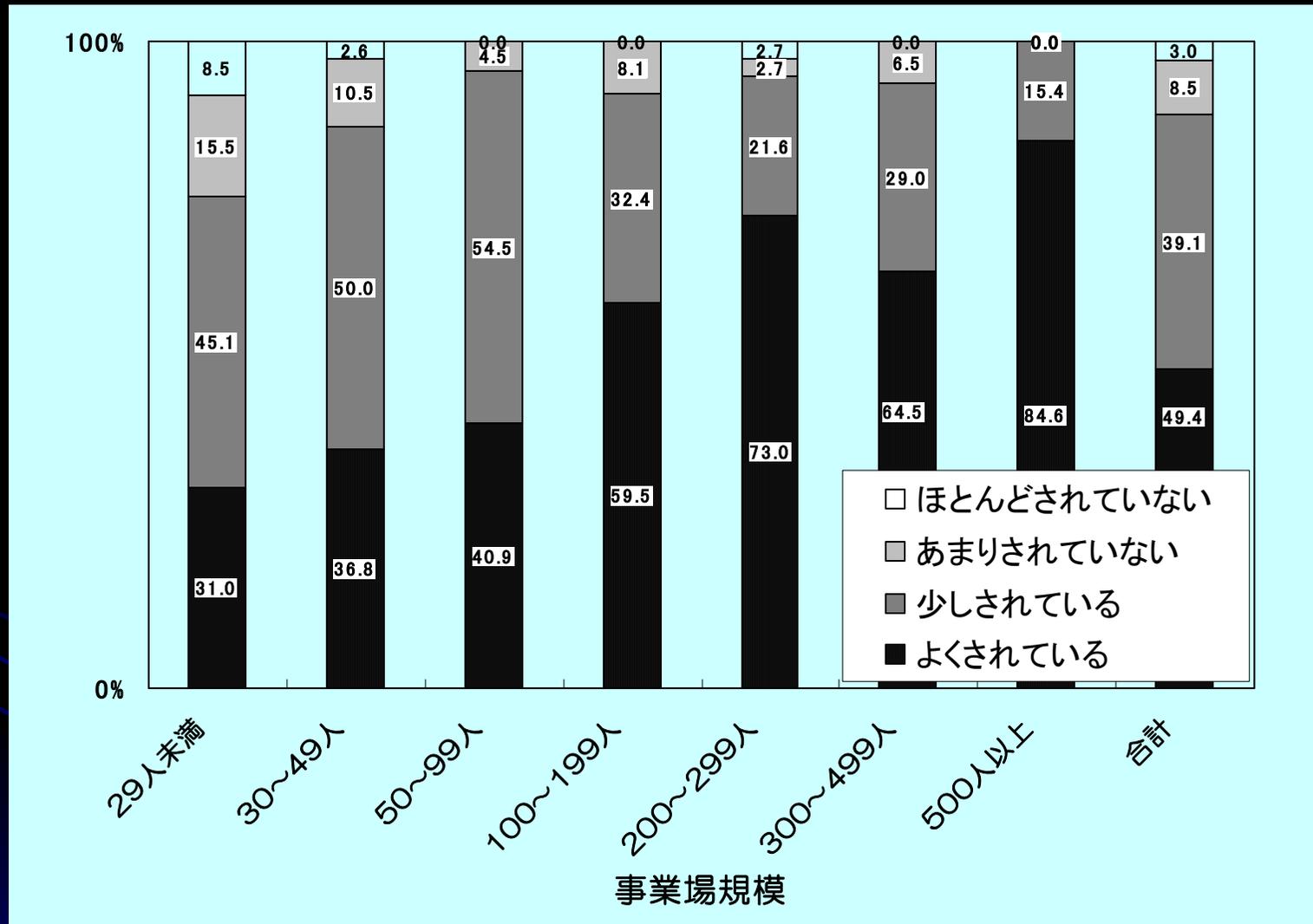


図5. 個人情報保護法の周知度

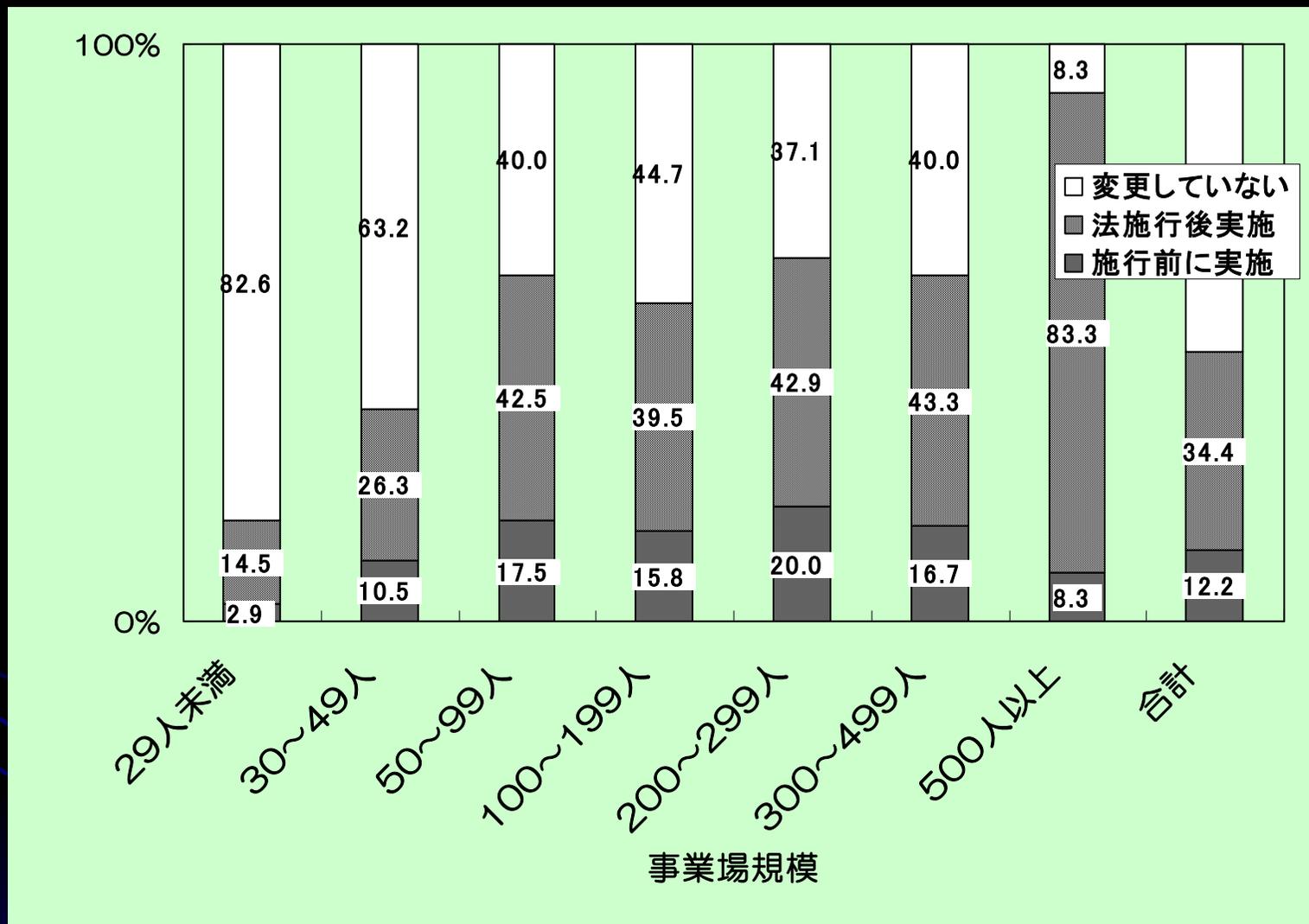


図6. 事業場内の「健康情報」の管理及び活用の変更状況

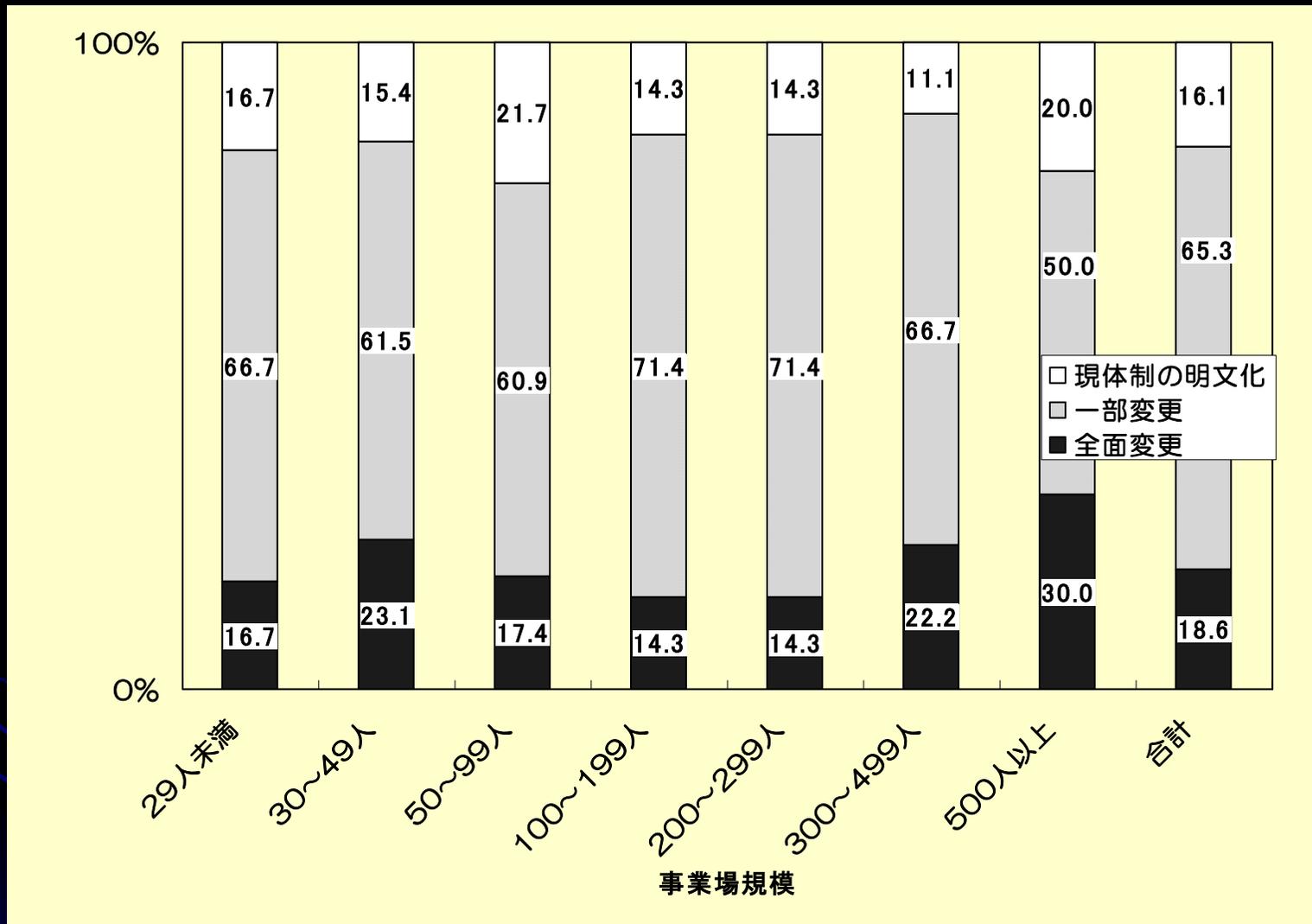


図7. 事業場内の「健康情報」の管理及び活用の変更内容

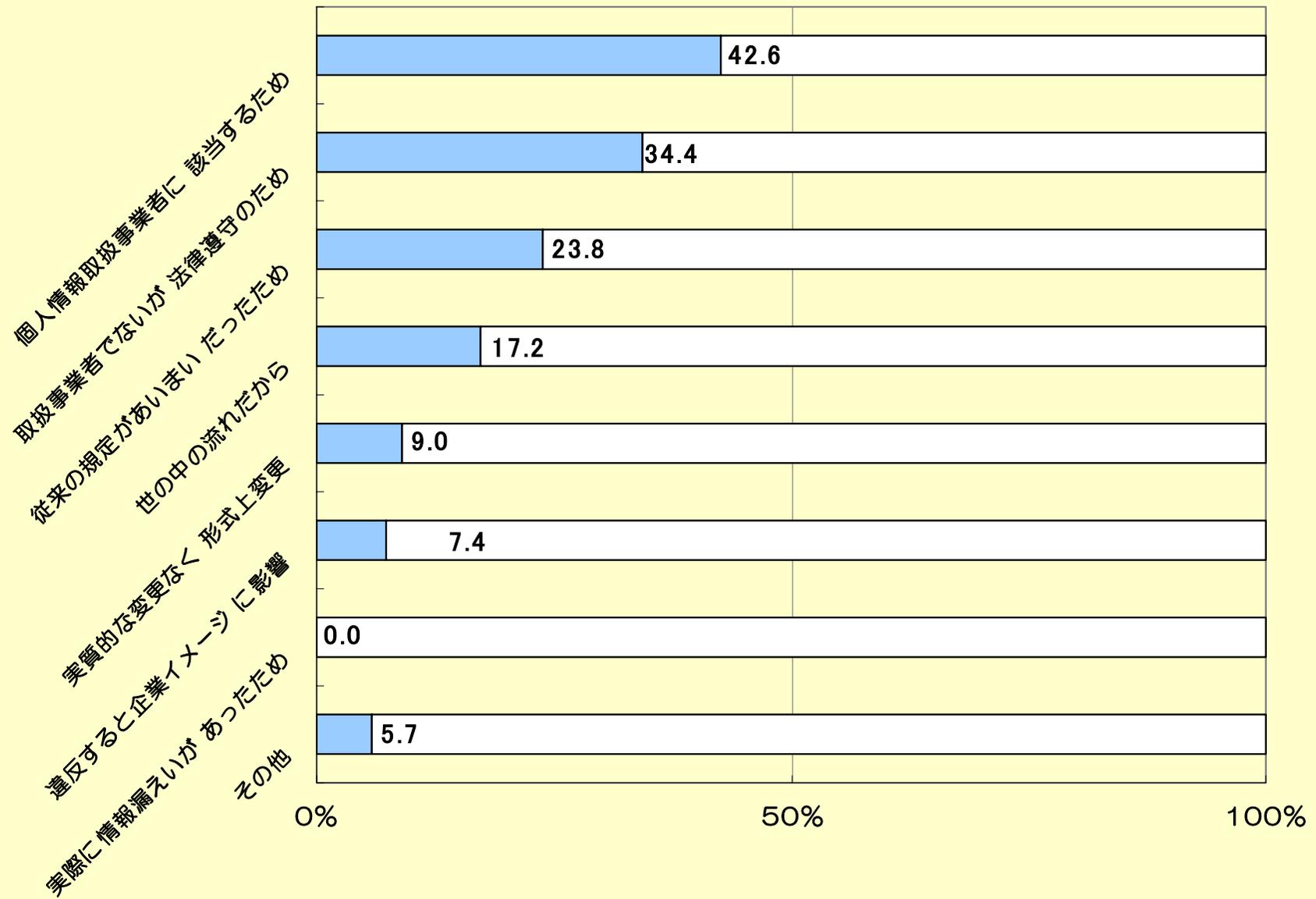


図8. 事業場内の「健康情報」の管理及び活用を変更した理由

法施行以前から保護 対策を
 プライバシーを話題にしない環境
 問題はあるが、現在 変更の必要性
 個人情報取扱事業者 に該当しない
 プライバシーに寛容な 職場環境
 変更予定だが法施行に 間に合わず
 予算的にできない
 個人情報保護法の 意識を認めない
 変更すると大掛かりになる
 その他

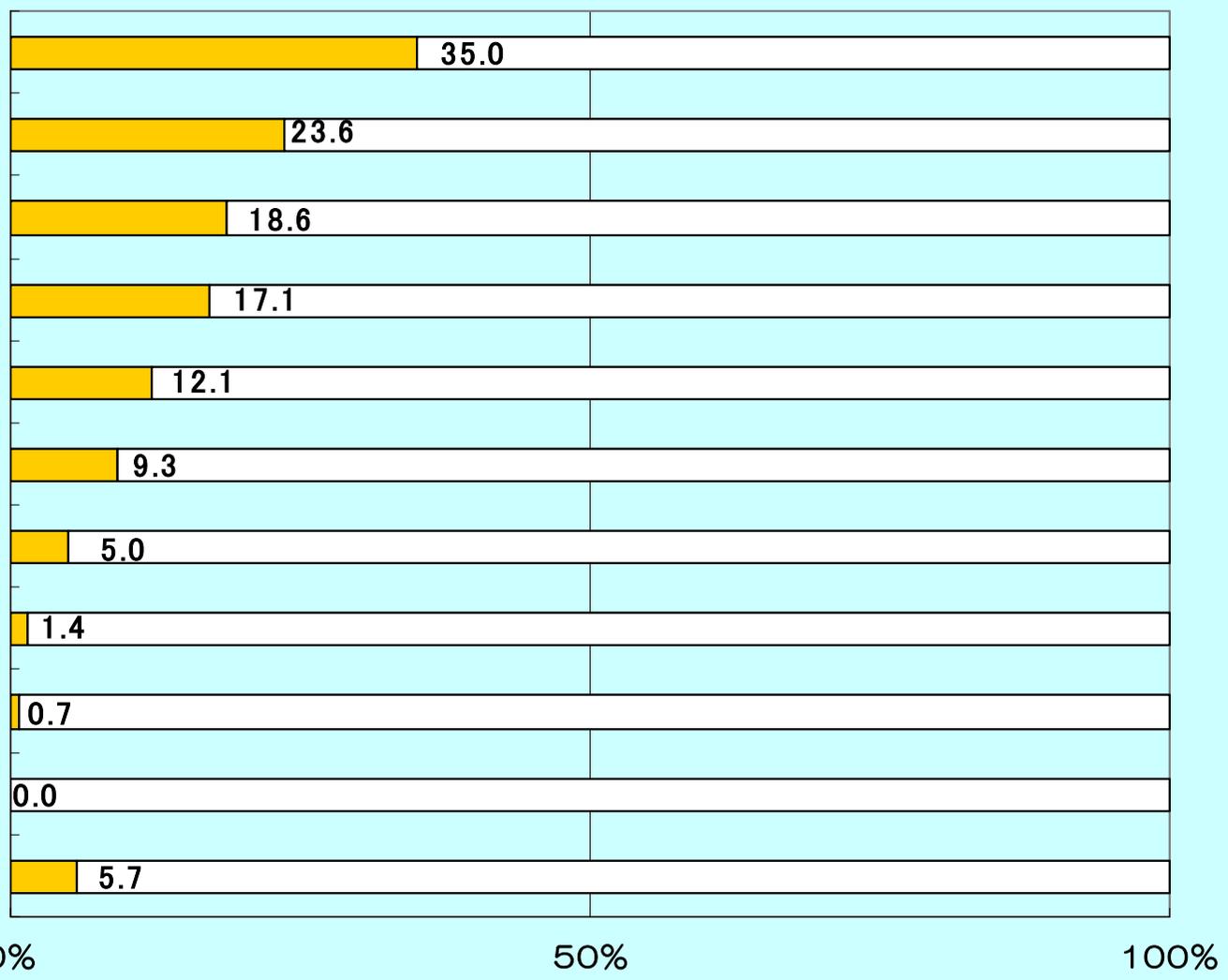


図9. 事業場内の「健康情報」の管理及び活用を変更しなかった理由

健康情報保護体制の継続的改善システムの完成
 個人情報の管理責任者の選任
 事業場の職員による健康情報保護の兼務
 メンタルヘルスに関する健康情報保護体制
 健康情報保護の社内規定を文書で周知
 健康情報保護を産業保健専門職が中心に実施
 労働組合との協議で決定
 事業者による健康情報保護の意思表示

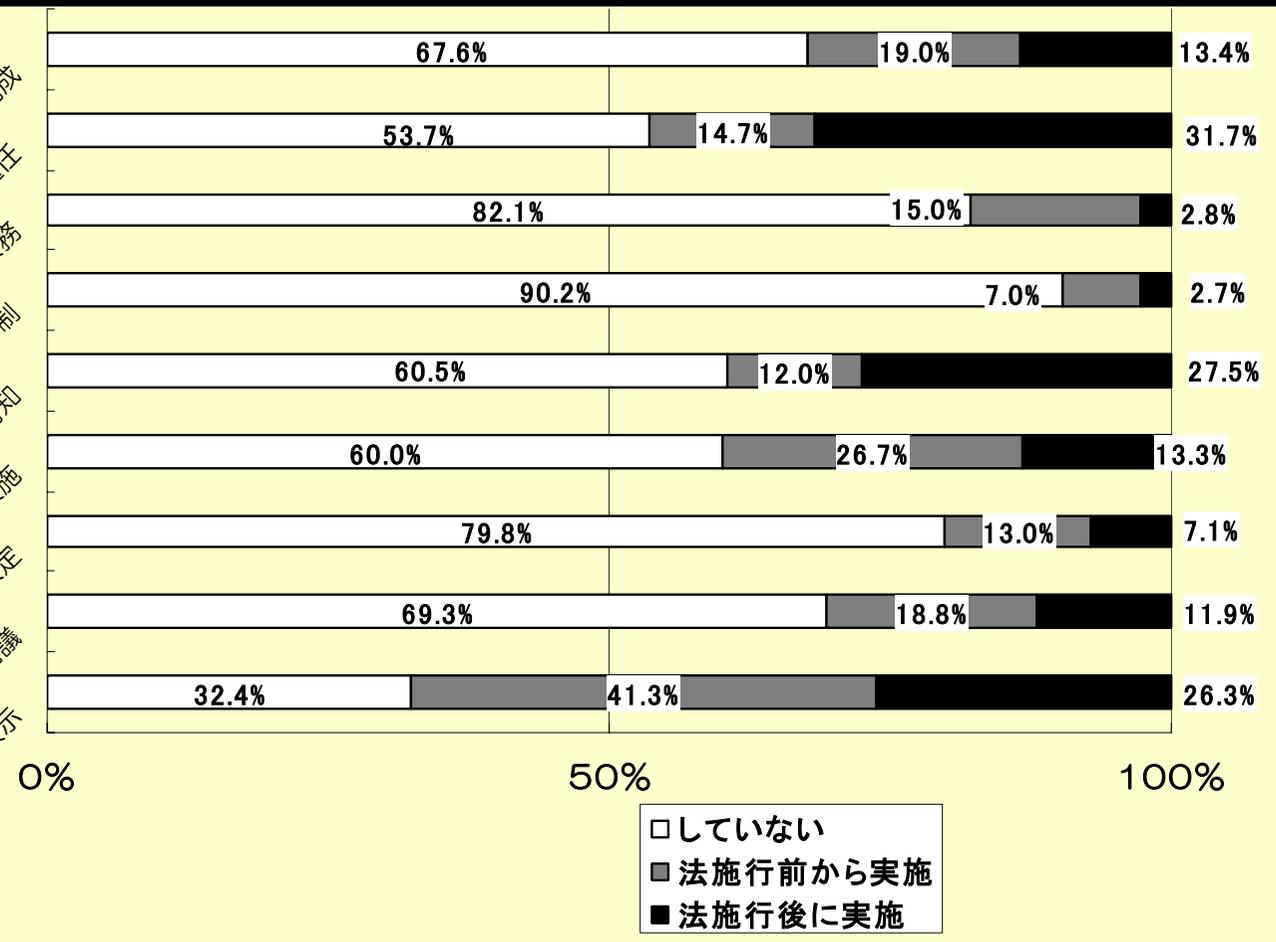


図10. 事業場における健康情報管理保護体制について

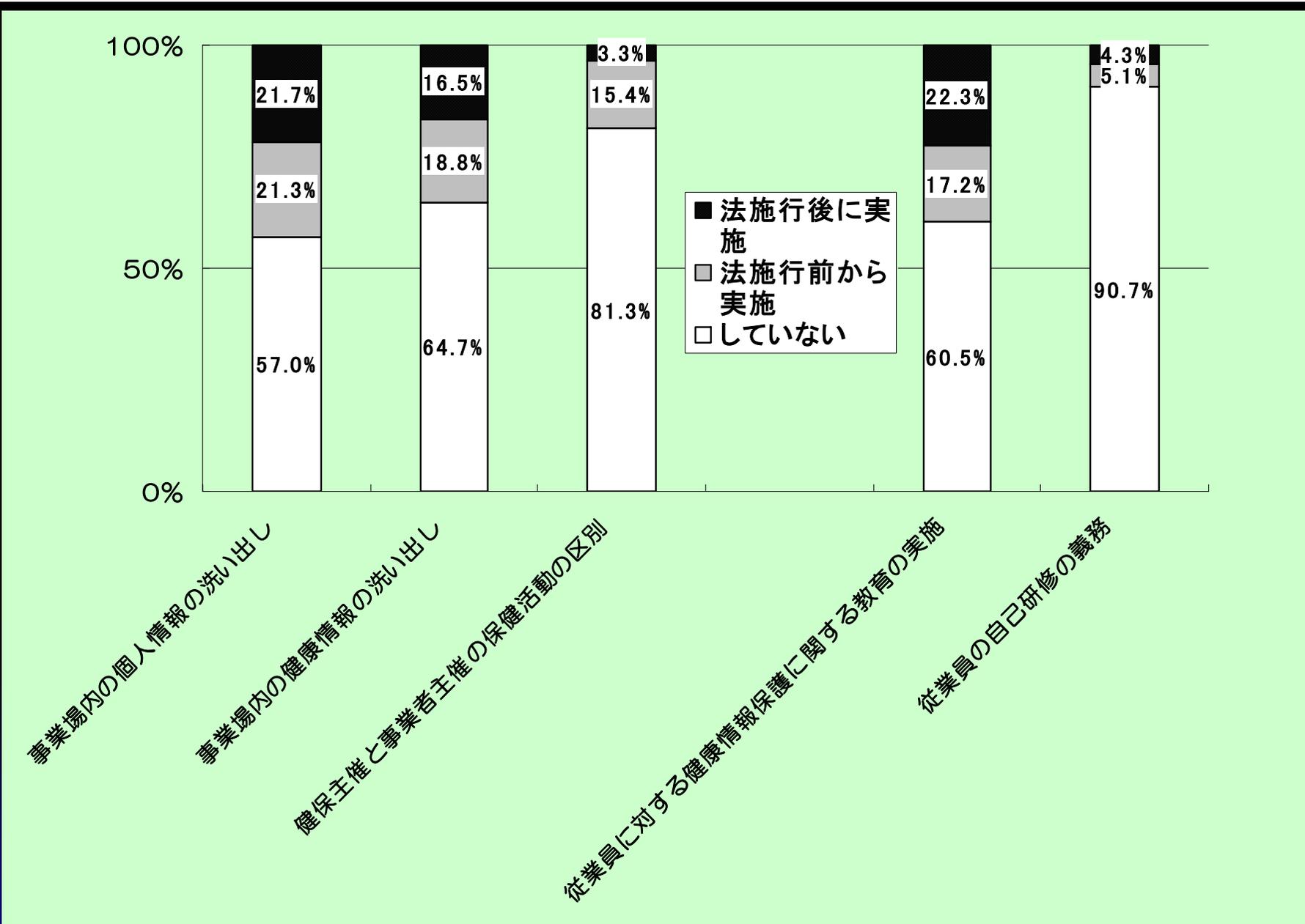
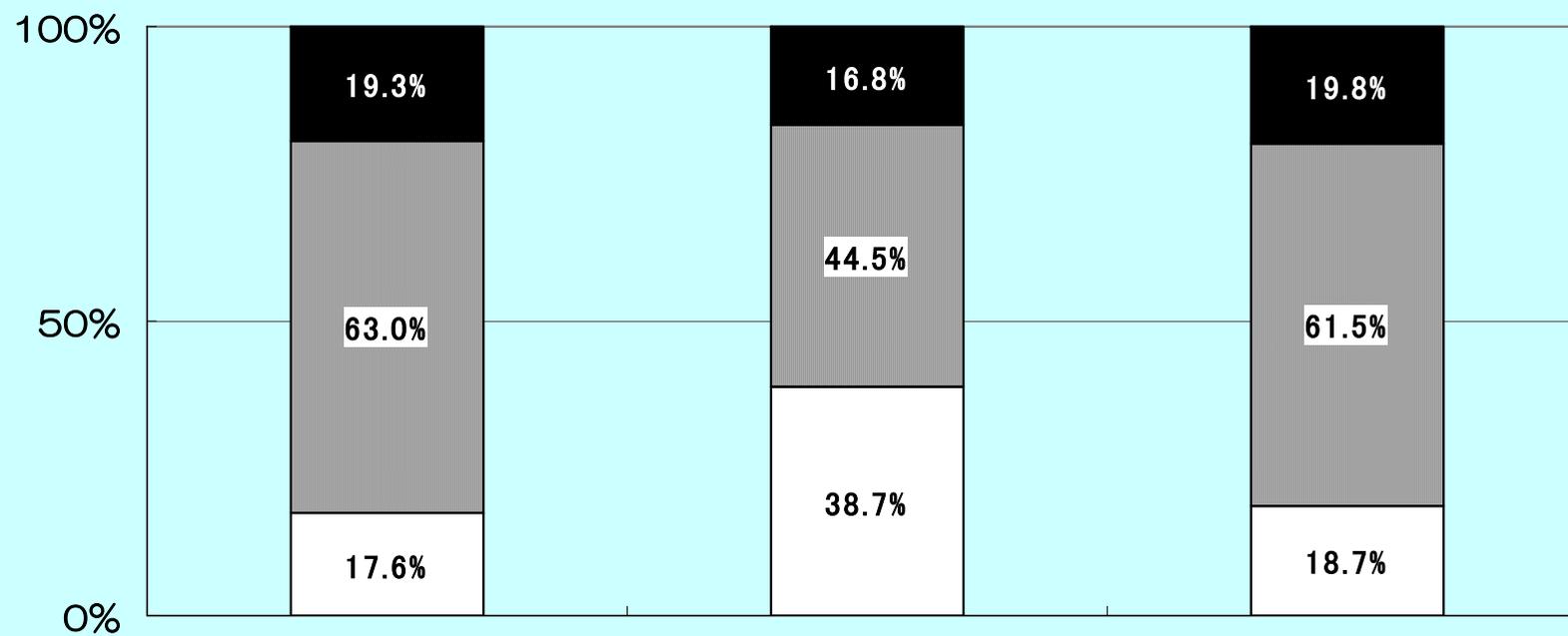


図11. 事業場における健康情報管理保護体制について



産業保健専門職の守秘義務の徹底

一般従業員の健康情報に対する守秘義務の徹底

健康診断に携わる一般従業員の守秘義務の徹底

- 法施行後に実施
- 法施行前から実施
- していない

図12. 事業場における健康情報管理保護体制について

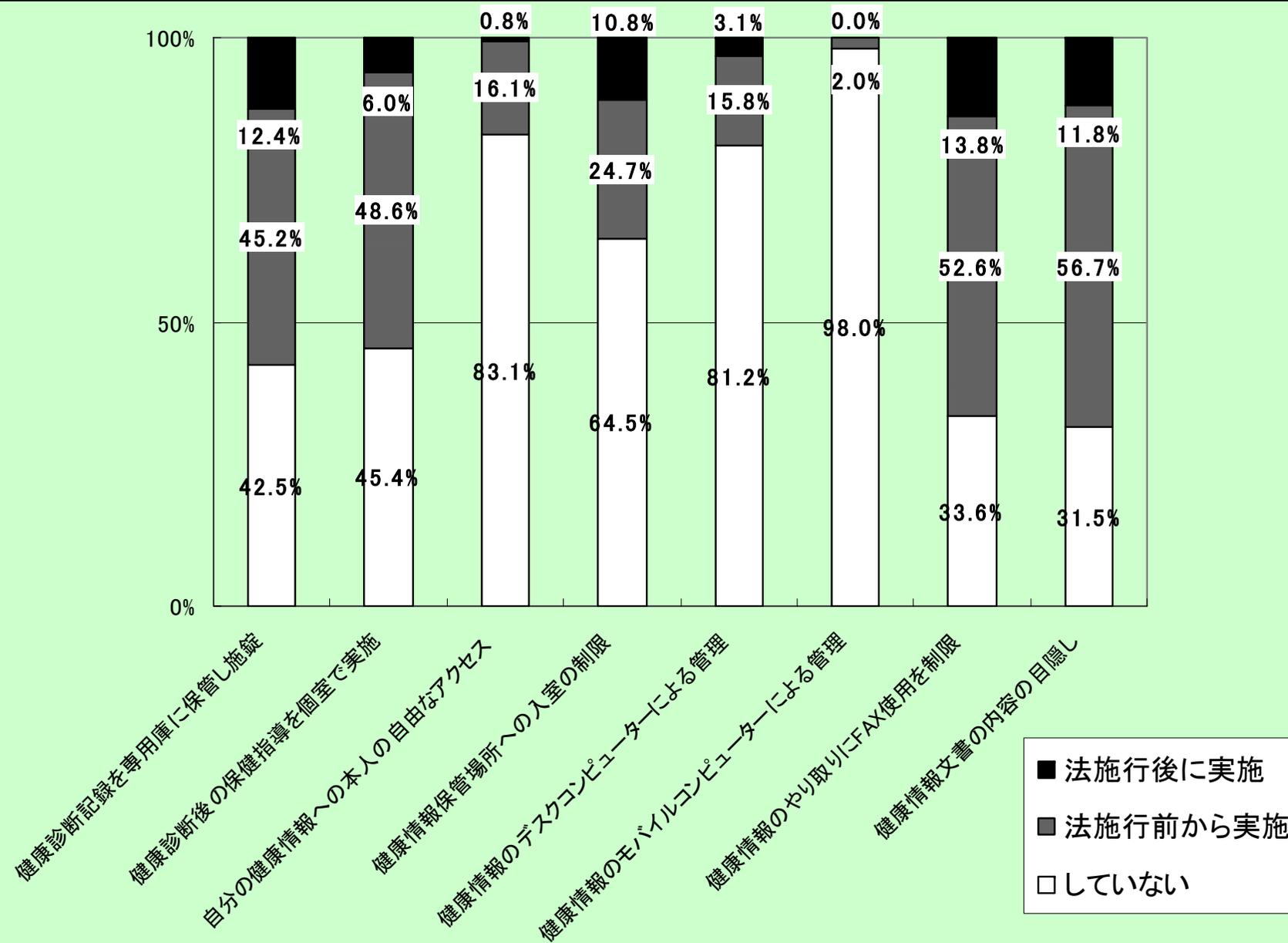


図13. 事業場における健康情報の保管・アクセス・制限について

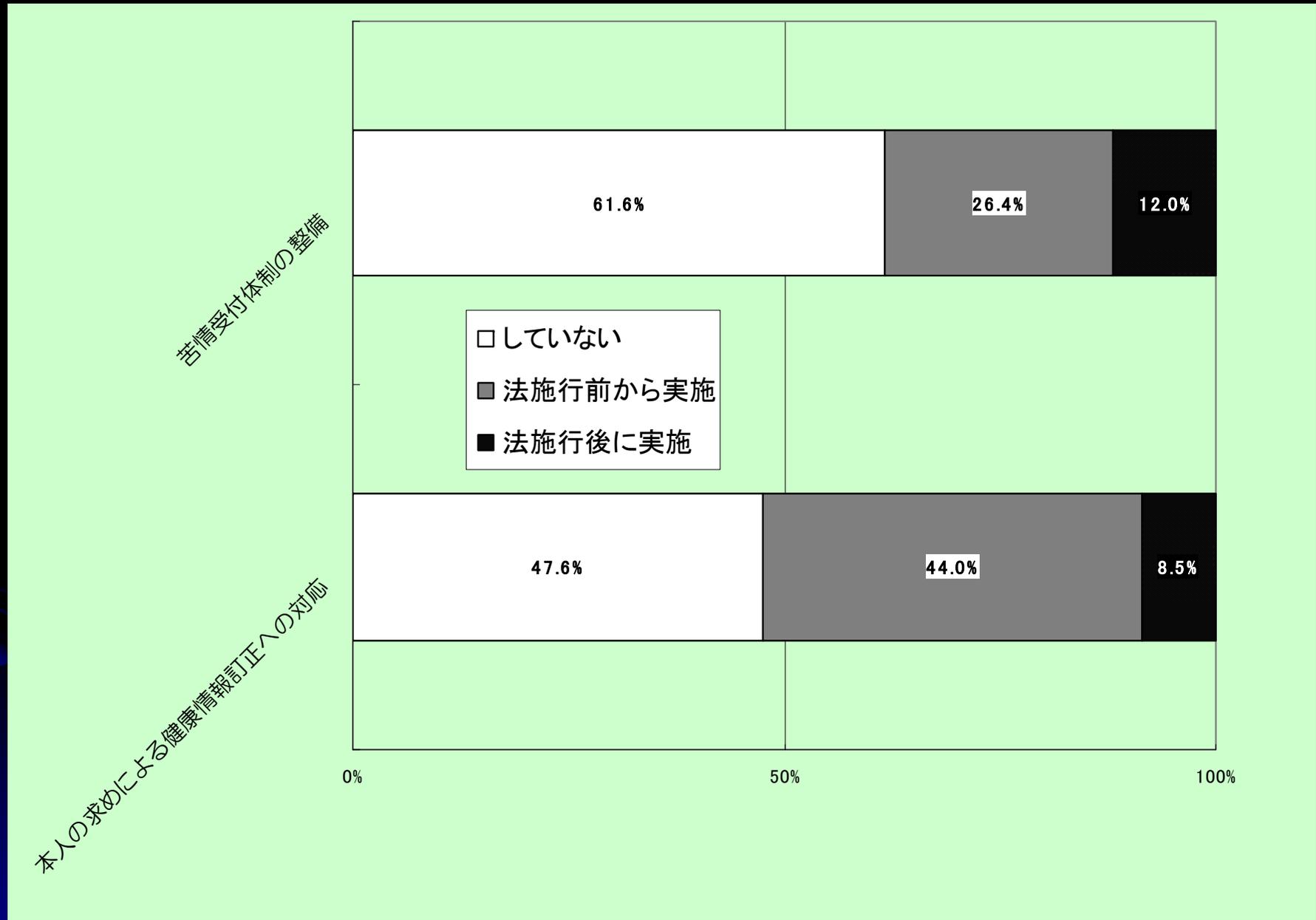


図14. 健康情報の訂正及び苦情受付体制の確立状況

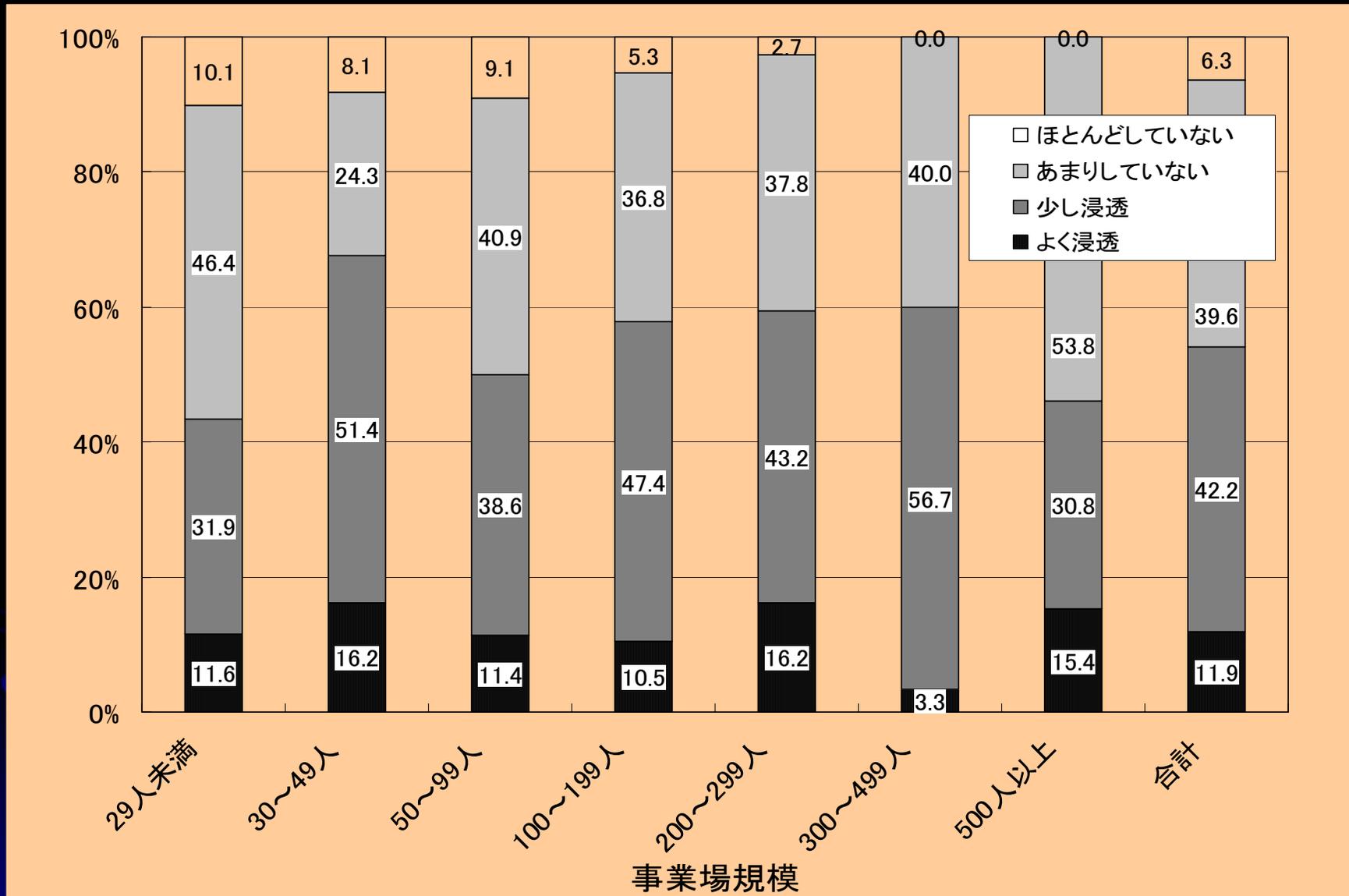


図15. 新しいプライバシーの概念の事業場内への浸透 ($p=0.484$)

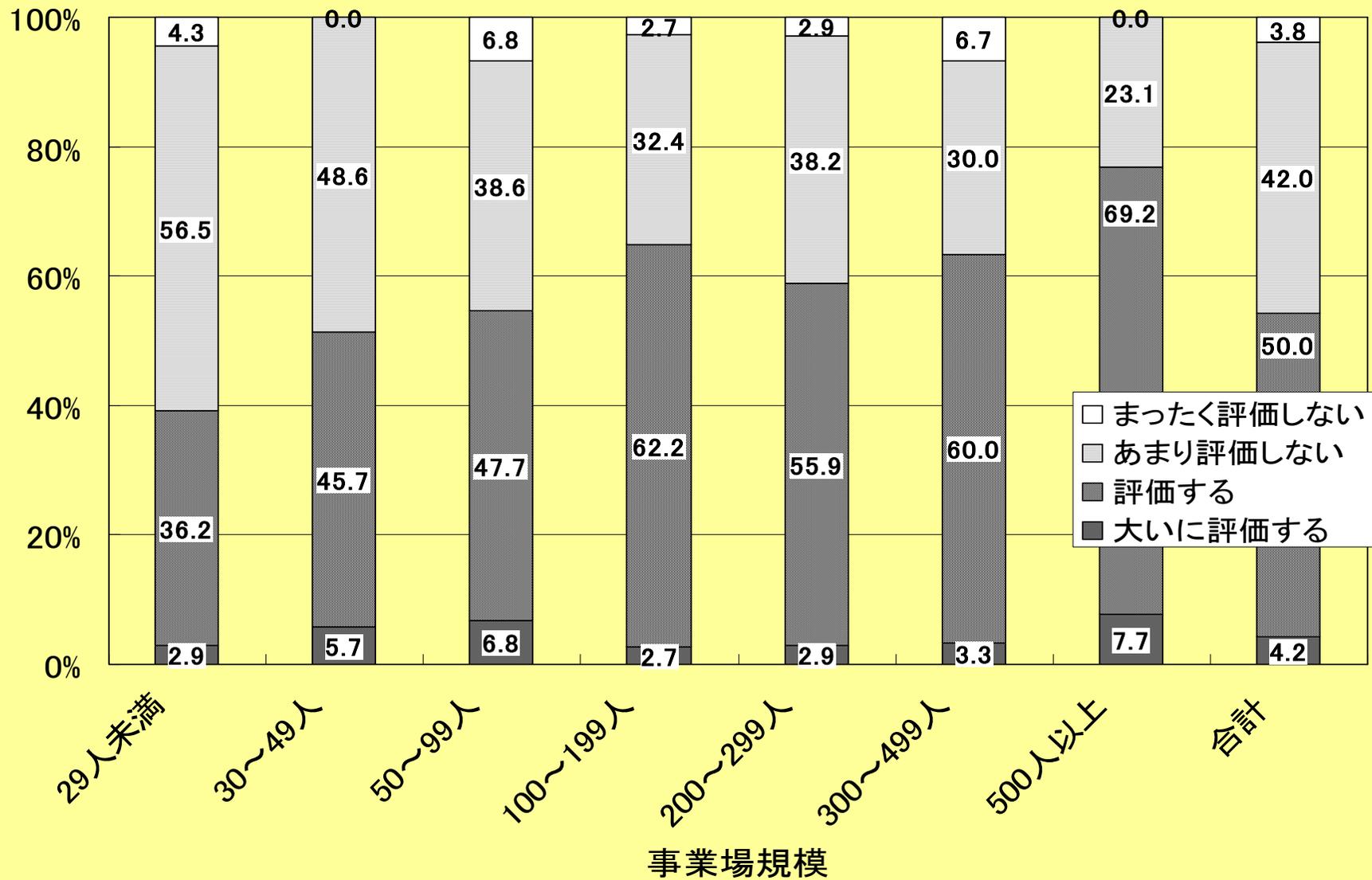


図16. 個人情報保護法施行に対する事業場の評価

($p=0.431$)

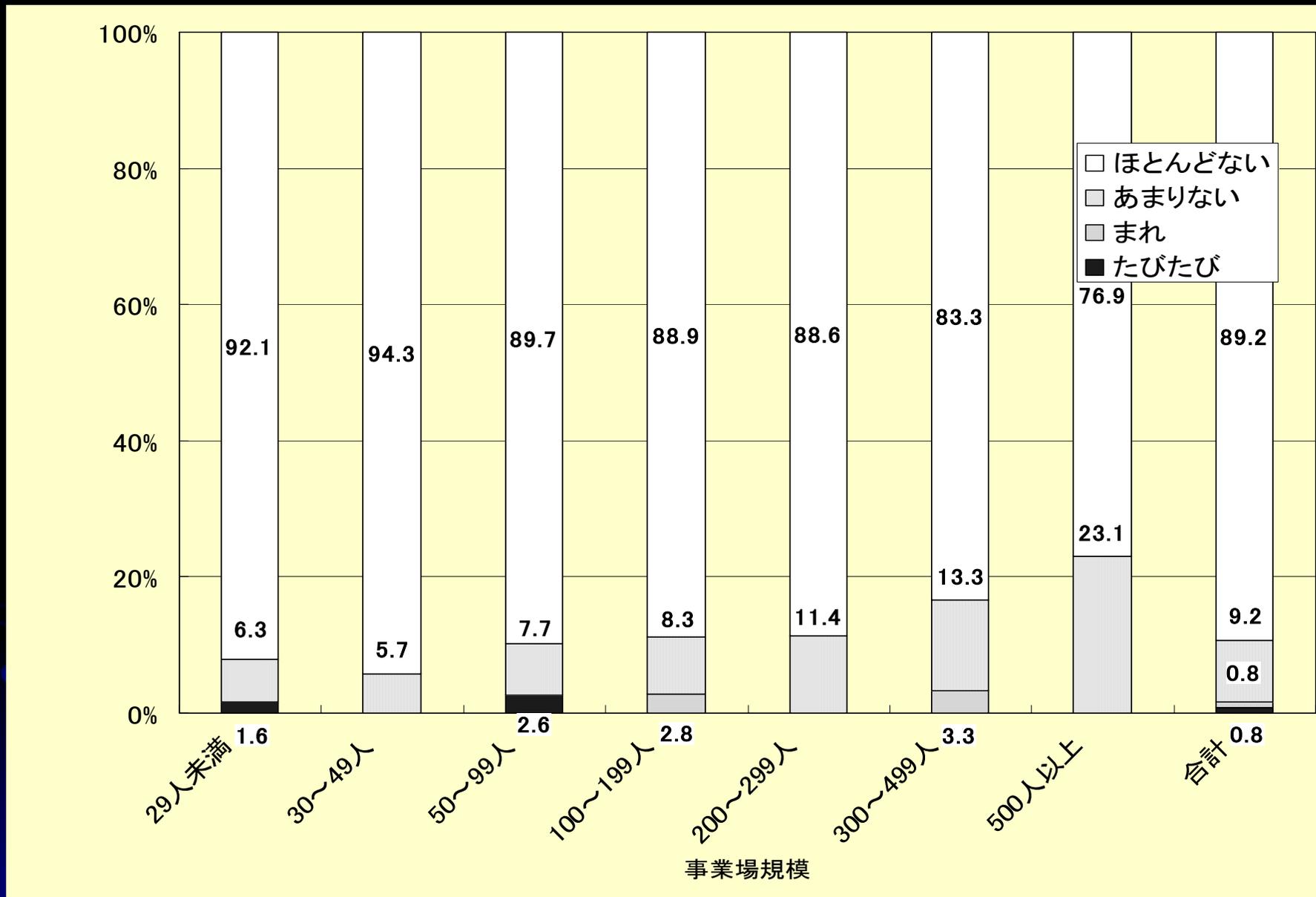


図17. 事業場で実際に発生した健康情報に関するトラブル
($p=0.729$)

事業者による健康情報保護の意思表示の有無の影響

表2. 健康情報の取扱いに関する事業者及び職場の関係者と産業医との協議

意思表示	よくなるようになった	少しなった	変わらない	しなくなった	計
していない	1 3.4%	7 24.1%	21 72.4%	0 0.0%	29 100.0%
法施行前からしている	7 10.3%	24 35.3%	37 54.4%	0 0.0%	68 100.0%
法施行後した	9 20.9%	13 30.2%	21 48.8%	0 0.0%	43 100.0%
計	17 12.1%	44 31.4%	79 56.4%	0 0.0%	140 100.0%

$p=0.118$

表3. 健康情報の取扱いに関する事業者及び職場の関係者と
産業看護職との協議

意思表示	よくなるよう なった	少しなった	変わらない	しなくなった	計
していない	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%
法施行前から している	7 46.7%	4 26.7%	4 26.7%	0 0.0%	15 100.0%
法施行後した	4 33.3%	5 41.7%	3 25.0%	0 0.0%	12 100.0%
計	11 37.9%	10 34.5%	8 27.6%	0 0.0%	29 100.0%

$p=0.716$

表4. 法施行後の従業員の健康情報に対する関心

意思表示	非常に 高まった	少し 高まった	変わらない	低くなった	計
していない	0 0.0%	10 12.2%	72 87.8%	0 0.0%	82 100.0%
法施行前から している	5 4.7%	43 40.6%	58 54.7%	0 0.0%	106 100.0%
法施行後した	4 6.0%	25 37.3%	38 56.7%	0 0.0%	67 100.0%
計	9 3.5%	78 30.6%	168 65.9%	0 0.0%	168 100.0%

$p < 0.001$

表5. 新しいプライバシーの概念の事業場内の浸透状況

意思表示	よく浸透	少し浸透	あまりして ない	ほとんどない	計
していない	5 6.0%	26 31.3%	40 48.2%	12 14.5%	83 100.0%
法施行前から している	17 15.9%	53 49.5%	34 31.8%	3 2.8%	107 100.0%
法施行後した	8 11.9%	29 43.3%	29 43.3%	1 1.5%	67 100.0%
計	30 11.7%	108 42.0%	103 40.1%	16 6.2%	257 100.0%

$p < 0.001$

表6. 個人情報保護法施行に対する事業場の評価

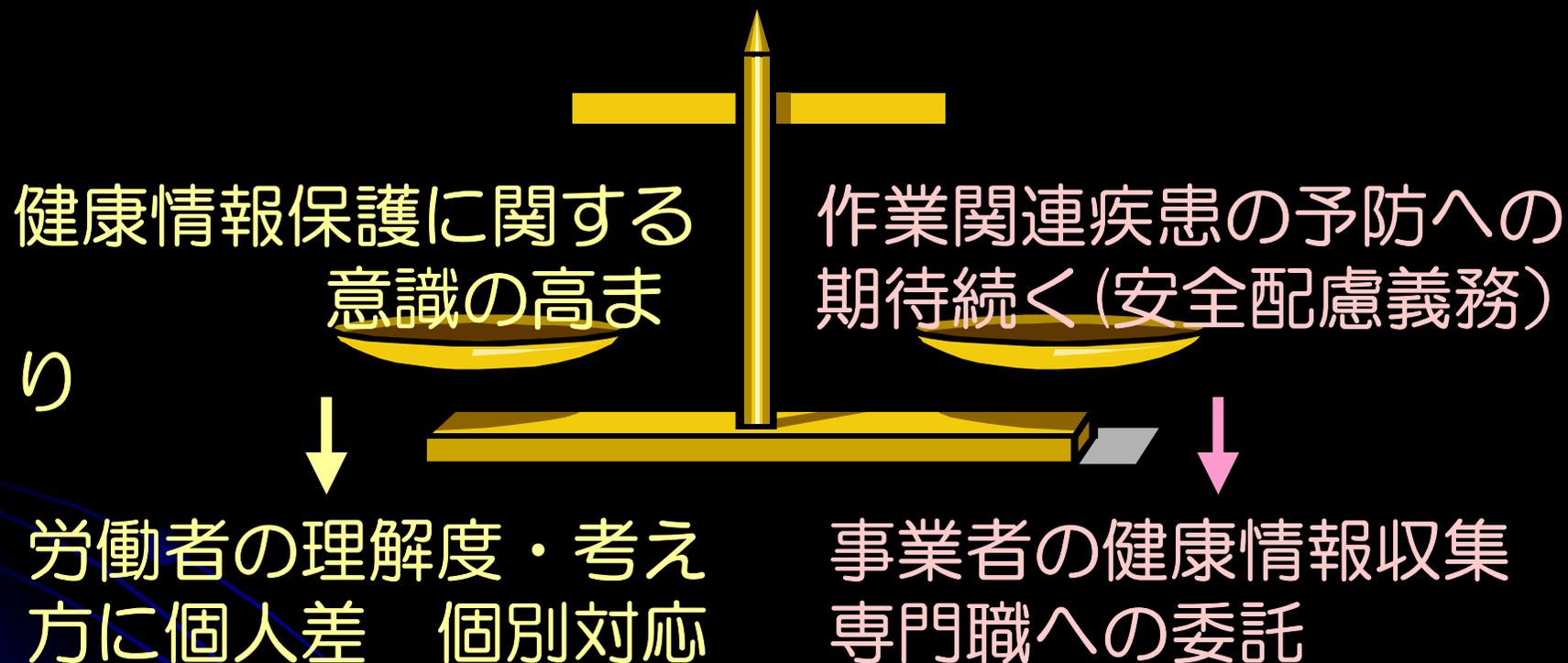
意思表示	大いに評価	少し評価	あまり評価 しない	まったく評価 しない	計
していない	2 2.4%	30 36.1%	47 56.6%	4 4.8%	83 100.0%
法施行前から している	7 6.7%	61 58.7%	33 31.7%	3 2.9%	104 100.0%
法施行後した	2 3.1%	34 52.3%	27 41.5%	2 3.1%	65 100.0%
計	11 4.4%	125 49.6%	107 42.5%	9 3.6%	252 100.0%

$p = 0.025$

まとめ

- 個人情報保護の周知度は事業場の規模を問わず高い。
- 健康情報の管理及び活用体制の変更は、約半数の事業場に止まっており、当座の問題が少ないためと考えられた。
- そのため、個人情報保護法施行を評価する割合が低かったと考えられた。
- しかし、健康情報の活用、更にはプライバシー保護の機運が高まることは今後必至であり、その前に事業場における柔軟性のある健康情報管理体制作り拡大への対策が必要である。
- これらを進展させるには、事業場内で事業者による個人情報保護実施の意思表示が有効であり、そのためにまず事業者の関心を高める対策を立てることが求められる。

健康情報の保護と活用の一層の均衡



職場における実践的機能が評価される